

# 日本社会事業大学における成績評定平均値に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

平成 22 年規程第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、日本社会事業大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ）（以下「GPA」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の 5 段階の成績評価に対応して 4 ～ 0 の評点（グレードポイント）（以下「GP」という。）を付与して算出する 1 単位当たりの評定平均値をいう。

## (対象授業科目)

第 3 条 GPA の算出の対象授業科目は、5 段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPA の算出の対象授業科目としない。

## (配点)

第 4 条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる GP を配点する。

- (1) S (90 ～ 100) GP = 4
- (2) A (80 ～ 89) GP = 3
- (3) B (70 ～ 79) GP = 2
- (4) C (60 ～ 69) GP = 1
- (5) D ( 0 ～ 59) GP = 0

## (GPA の種類及び計算方法)

第 5 条 GPA は、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して表記する。

### (1) 学期ごと GPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

### (2) 通算 GPA

入学時からの現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(GPA 計算期日)

第 6 条 GPA の計算は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績に基づいて行う。

(成績が確定していない科目の取扱い)

第 7 条 成績の保留又は再試験等によって GPA 計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(履修放棄科目の取扱い)

第 8 条 履修登録修正期限又は履修登録取消期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不合格として扱う。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第 9 条 不正行為により無効とされた成績は、不合格として扱う。

2 当該学期の GPA 計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期の GPA 計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、学期ごと GPA を再計算するものとする。

(再履修等における GPA の取扱い)

第 10 条 履修した授業科目について不合格と評価され（第 8 条又は第 9 条により不合格として扱われた場合を含む。）、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期ごと GPA を計算し、通算 GPA の計算に当たっては、不合格と評価された学期における当該授業科目に係る数値は、通算 GPA の計算式から除外する。

(GPA の通知)

第 11 条 GPA の学生への通知は、成績通知書に学期ごと GPA 及び通算 GPA を表示することにより行う。ただし、学業成績通知書には通算 GPA のみを表示する。

2 GPA の教員への通知は、学期ごと GPA 及び通算 GPA を提供する。

(学習指導計画)

第 12 条 アカデミック・プランニング担当教員は、GPA に基づく学習指導の計画を策定し、学生の学習指導を行うものとする。

(GPA データの提供)

第 13 条 本人申請の場合を除き、本学の教育・研究活動のために必要な GPA のデータを、社会福祉学部長の承認を得て、利用することができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学者（編入学生については平成 24 年度入学生）から適用する。